

# 広島県高等学校体育連盟規約

## 第 1 章 名称及び事務所

(名称)

第 1 条 本連盟は広島県高等学校体育連盟と（略称；広島県高体連）称する。  
(昭和 24 年 5 月 19 日設立)

(事務所)

第 2 条 本連盟の事務所は広島市中区基町 4 番 1 号 広島県立総合体育館内に置く。

## 第 2 章 目的

(目的)

第 3 条 本連盟は本県高等学校生徒の体育・スポーツ活動を振興し、健全なる普及発展を図ることを目的とする。

## 第 3 章 事業

(事業)

第 4 条 本連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 体育・スポーツに関する審議並びに調査研究
- 2 各種体育大会・講習会の開催並びに参加
- 3 体育関係諸機関との連絡・調整
- 4 その他本連盟の目的達成に必要な事項

## 第 4 章 組織

(組織)

第 5 条 本連盟は広島県内にある高等学校（中等教育学校後期課程を含む）、特別支援学校の加盟校及び付則に規定する準加盟校をもって組織する。

第 6 条 本連盟の業務を執行するため次の常置専門機関を置く。

- 1 地区支部
- 2 競技種目専門部
- 3 その他の専門部

## 第 5 章 役員

(名称及び定員)

第 7 条 本連盟に下記の役員を置く。

1 会 長	1 名
2 副 会 長	若干名
3 理 事 長	1 名
4 理 事	若干名
5 常任理事	若干名
6 監 事	8 名
7 代 議 員	各加盟校・準加盟校代表者 1 名

(役員選出)

- 第 8 条 会長、副会長、理事、監事は本連盟代議員会において選出する。
- 2 専門部長、専門部委員長は当該の専門部から推薦し、会長がこれを委嘱する。
  - 3 理事長並びに常任理事は理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。
  - 4 地区支部長は支部委員会において選出する。

(役員の任期)

- 第 9 条 本連盟の役員の任期は 2 年とする。但し重任を妨げない。
- 2 欠員によって補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

- 第 10 条 本連盟の役員の任務は次の通りとする。
- 1 会長は本連盟を代表し会務を統轄する。
  - 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
  - 3 理事長は理事会を統轄する。
  - 4 理事は本連盟の会務を執行する。
  - 5 常任理事は理事会において委任された常務を処理する。
  - 6 監事はこの連盟の会計事務を監査する。
  - 7 専門部長は専門部を代表してその部の業務を統轄する。
  - 8 地区支部長は地区支部を代表してその支部の業務を統轄する。

## 第 6 章 顧問・参与

(顧問・参与)

- 第 11 条 本連盟に顧問・参与を置く。
- 1 顧問・参与は理事会の承認を経て会長がこれを委嘱する。
  - 2 顧問は会長の諮問に応じ、参与は会務に参与する。

## 第 7 章 事務局の構成並びに事務処理

- 第 12 条 本連盟の日常事務を処理するために理事長の管理下に事務局を置く。

(職員)

- 第 13 条 事務局には有給並びに無給の職員を置く。その任免は理事会の議を経て会長がこれを行う。事務局運営に関しては、理事会の議を経て会長が定める。
- 2 事務局長、事務局次長は事務局職員中より会長これを委嘱する。

## 第 8 章 会 議

(会議の区分並びに通則)

- 第 14 条 本連盟は、代議員会・理事会・常任理事会・専門部委員長会を置く。
- 2 代議員会・理事会・常任理事会・専門部委員長会は会長が招集し、その議長となる。
  - 3 会議は構成員の 2 分の 1 以上の出席により成立する。
  - 4 会議の決議は、出席者の過半数によって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
  - 5 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び議長が指名する代表者が署名押印の上、理事長がこれ保管する。

(代議員会)

- 第 15 条 代議員会は毎年 1 回、年度始めできるだけ早く会長が招集する。但し、会長並びに代議員の 4 分の 1 以上の要求のあった場合には臨時代議員会を招集する。
- 2 代議員会は、代議員をもって構成し、次の事項につき審議決議する。

- ア 予算の決定及び決算の承認
- イ 役員の承認
- ウ 本連盟の事業に関する事項についての決定並びに承認
- エ 規約・細則・規定の改廃に関する事項についての決定並びに承認
- オ その他連盟の運営に関する必要な事項についての決定

(理事会)

- 第16条 理事会は理事をもって構成し年2回定期に会長が招集する。但し会長が必要を認めたと  
き、及び理事の4分の1以上が要求した場合、臨時理事会を招集しなければならない。
- 2 会長は緊急を要するとき理事会をもって代議員会に代えることができる。ただしこの  
場合は次の代議員会に報告するものとする。
- 3 理事会の業務の一部を常任理事会に委任することができる。
- 4 理事会は、次の事項につき審議決議する。
- ア 予算案及び決算案の決定
  - イ 事業計画案の決定
  - ウ 代議員会において決定した事項、並びに委任された事項の執行についての審議
  - エ その他、緊急を要する事項の審議

(常任理事会)

- 第17条 常任理事会は常任理事をもって構成し会長必要を認めたとときこれを招集する。
- 2 常任理事会は、理事会において委任された事項、並びに緊急事項の執行について審議  
する。
- 3 前項の緊急事項の処理については、理事会に報告し承認を得なければならない。

(専門部委員長会)

- 第18条 専門部委員長会は専門部委員長をもって構成し、年3回定期に会長が招集する。
- 2 専門部委員長会は、本連盟の事業運営に関する業務の執行について審議する。

## 第9章 会 計

(会 費)

- 第19条 本連盟会費及び部会費は次の通りとする。なお既納の会費・部会費はいかなる理由があ  
っても返還しない。但し事務上の過誤によるものは、この限りでない。
- ア 会 費 全日制・定時制・広域通信制は加盟校生徒一人当たり年額、通信制及び  
特別支援学校は1校当たり年額、次の通りとする。
- |        |            |
|--------|------------|
| 全 日 制  | 6 2 0 円    |
| 定 時 制  | 3 5 0 円    |
| 広域通信制  | 6 2 0 円    |
| 通 信 制  | 8, 0 0 0 円 |
| 特別支援学校 | 8, 0 0 0 円 |
- イ 部会費 加盟を希望する専門部1部について8,800円 但し同一専門部の競技に  
参加する単位が2つ以上の場合は1単位増すごとに6,000円を加える。  
但し単位とは男子、女子並びに全日制本校及び分校がそれぞれ単独で参加する場  
合をいう。
- なお、統廃合の対象となる学校については、チーム数にかかわらず、男女ある場合  
15,600円、どちらか一方の場合は8,800円とする。
- 定時制・通信制については一校当たり2,000円(定時制通信制大会すべての競技に  
参加できる)、特別支援学校については一校当たり5,000円とする。
- 2 準加盟校については、当分の間、次の通りとする。
- ア 一部につき、男女ともに参加する場合は16,000円
  - イ 一部につき、男子または女子のみ参加する場合は9,000円

(経費の支弁)

第20条 本連盟の経費は次に掲げるもので支弁する。

- 1 加盟校の会費及び部会費
- 2 各種団体・機関の補助金, 助成金
- 3 寄付金
- 4 事業収入
- 5 その他

(会計年度)

第21条 本連盟の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第10章 規約の改廃

(規約の改廃)

第22条 本連盟の規約の改廃は代議員会において出席者の3分の2以上の賛同によって行う。

## 第11章 雑 則

(備付帳簿)

第23条 本連盟に備付けなければならない帳簿については理事会がこれを定める。

(規定及び細則の制定)

第24条 会長必要を認めるとき, 理事会の承認を経て臨時に専門の執行機関を設けることができる。

第25条 本連盟の規約を実施するために必要な各種の規程は, 理事会の議を経て会長がこれを定める。

## 付 則

この規約は平成13年4月1日から実施する。

2 広島朝鮮高級学校については, 当分の間, 広島県高等学校体育連盟規約第5条に規定する『高等学校』に準ずる学校として位置付け, 準加盟校とする。

昭和43年 5 月 7 日	一部改正
昭和50年 4 月 30日	一部改正
昭和53年 5 月 4 日	一部改正
昭和56年 10月 2 日	一部改正
平成 6 年 4 月 1 日	一部改正
平成 8 年 4 月 1 日	一部改正
平成 10年 4 月 1 日	一部改正
平成 11年 4 月 1 日	一部改正
平成 16年 5 月 21日	一部改正
平成 20年 5 月 9 日	一部改正
平成 21年 5 月 8 日	一部改正
令和元年 5 月 10 日	一部改正